

**【基本方針】 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築を目指して**

障がいのある子供と障がいのない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、誰もが授業内容が分かり学習活動に参加している実感と達成感を持ち、生きる力を身に付けることができるよう、全ての学校等において特別支援教育の一層の推進を図る。

**1 子供の可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加を見据えた指導・支援の充実**

- 一人一人の多様な教育的ニーズに応じ、学習上又は生活上の困難さを本人の立場に立って捉え、ユニバーサルデザインや合理的配慮の提供を前提とする分かりやすい授業づくりや、障がいの特性に応じた指導内容や指導方法の工夫をする。
- 子供たちが夢を持ち、一人一人に応じた社会的・職業的自立に必要な資質・能力を育めるよう、学んだことを振り返りながら新たな学習や生活への意欲につなげ、学校で学ぶことと社会との接続を意識できるようにする等、キャリア教育の充実を図る。
- 障がいによる困難さを補い、学習や生活を豊かにするための情報活用能力を育成するため、基本的操作の習得や情報の収集・整理・表現の理解、情報モラル等について適切に指導し、授業等において ICT の能動的な活用を図る。

**2 障がいのある子供と障がいのない子供が可能な限り同じ場で学ぶことの追求**

**(1) 通常の学級を含め全ての教職員の特別支援教育に係る資質と専門性の向上**

- 通常の学級では、障がいの有無にかかわらず共に学べるよう、障がいの特性等に関する理解と指導方法を工夫できる力や合理的配慮に対する理解を深め、多様な教育的ニーズのある子供がいることを前提とした学級経営や授業づくりを行う。
- 特別支援学級や通級による指導では、実際に指導に当たる上で必要な、特別な教育課程の編成や、個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成、障がいの特性等に応じた指導、自立活動の実践力を高め、一人一人の多様な教育的ニーズに応じた指導を行う。
- 特別支援学校では、障がいの状態や特性及び発達段階等を十分把握して、子供の「困難さ」に応じた様々な「手立て」を講じながら指導できる幅広い知識・技能を習得し、各教科等や自立活動の実践力を高め、より専門的な指導を行うとともに、その専門性により小中学校等の障がいのある子供に関する助言や援助を行えるようにする。

**(2) 交流及び共同学習の充実**

- 障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合えるよう、交流及び共同学習の活動のねらいを明確にし、子供の特性や個性についての理解を深め、活動を通して豊かな人間性等の子供の資質・能力を育成できるようにする。
- 交流及び共同学習の実施にあたっては、事前の準備、実施後の振り返りについて年間指導計画に位置付ける等、計画的・継続的に取り組めるようにする。

**3 関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実**

- 全ての学校で校内支援体制の充実を図り、一人一人の多様な教育的ニーズに応じ、学びの場※をより適切に検討できるよう、関係機関と連携し、日頃から子供の学習や生活の状況、障がいによる困難さ等を把握できるようにする。 ※通常の学級、通級による指導、特別支援学級及び特別支援学校
- 一人一人の多様な教育的ニーズをより正確に把握し、適切に対応していけるよう、本人や保護者、関係機関と連携して個別の教育支援計画を作成し、進級や進学等に際しては、「個別の教育支援計画の作成・活用・引継ぎに係るガイドライン」に基づいて確実な引継ぎを行い、適切な指導及び必要な支援、合理的配慮が行えるようにする。
- 就学前から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目ない支援を受けられるよう、「段階的な支援体制」(別紙参照)に基づき、教育、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図る。

【別紙】

## 段階的な支援体制

本県では、発達障がい等を含め教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒への支援体制として、「段階的な支援体制」を構築している。「段階的な支援体制」とは、対応が困難な事例ほど専門性のある支援者から支援を得られるシステムであり、次の4段階で構成している。

**【第1段階】：校内委員会による支援（図中の①）**

管理職、特別支援教育コーディネーター、担任、養護教諭等から構成される組織で、対象となる幼児児童生徒の支援策の検討や個別の教育支援計画の作成等を行う。

**【第2段階】：地区コーディネーター会議及び高等学校エリア会議による支援（図中の②）**

<p>&lt;地区コーディネーター会議&gt;                  中学校区等の一定の地域ごとに設定する会議で、その地域内の小中学校等のコーディネーターとその地域を担当している特別支援学校のコーディネーター等により構成。</p>
<p>&lt;高等学校エリア会議&gt;                  県内11地域ごとに設定する会議（※1）で、その地域内の高等学校のコーディネーターとその地域を担当している特別支援学校のコーディネーター等により構成。                  ※1 エリアの範囲が第3段階（地域レベル）のため、体制推進については地域連携協議会と連携するものの、学校間の連携・協力による支援という機能面から第2段階とする。</p>

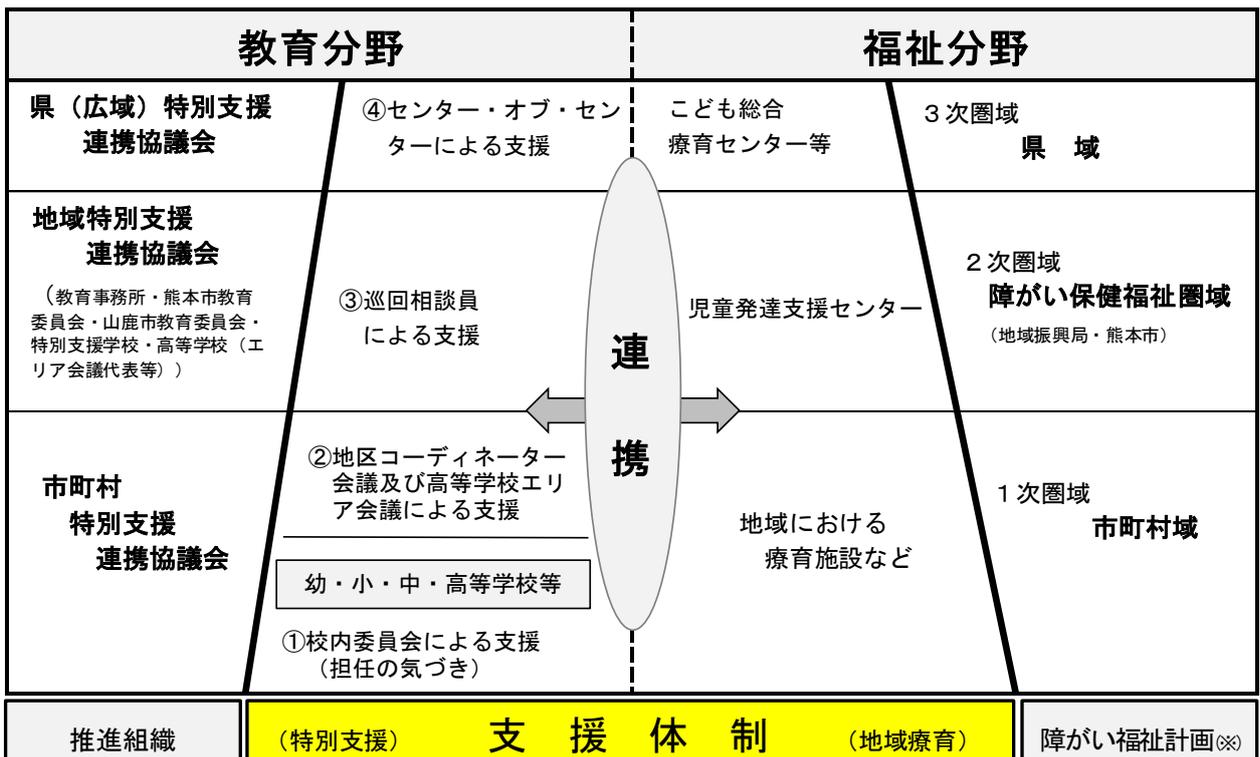
この会議では、その地区のリーダーコーディネーター又は高等学校エリア会議事務局校を中心に、第1段階による支援で対応困難な事例について検討するとともに、各学校の取組について情報交換を行う。

**【第3段階】：巡回相談員による支援（図中の③）**

第2段階による支援で対応困難な事例について、巡回相談員が在籍校に出向いて、担任等への支援を行う。

**【第4段階】：センター・オブ・センターによる支援（図中の④）**

第3段階による支援で対応困難な事例の場合、センター・オブ・センターの構成員による数人のチームを編成し、巡回相談員を支援する。



※熊本県障がい福祉計画